

平成 26 年 3 月 31 日
株式会社日本政策金融公庫

平成 26 年度予算成立に伴う融資制度の拡充について

日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、平成26年度予算成立に伴い、中小企業・小規模事業者や農林漁業者などの皆さまへの支援を強化するため、融資制度を以下のとおり拡充し、4月1日より取扱いを開始します。

主な制度拡充内容（4月1日取扱開始）

（取扱事業：国民...国民生活事業、中小...中小企業事業、農林...農林水産事業）

1 海外展開資金の拡充（国民、中小）

- （1）海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資するなど一定の要件を満たす事業を行う方について、貸付利率を引下げ（「基準利率 - 0.9%」）
- （2）海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資するなど一定の要件を満たす事業を行う方について、貸付利率を引下げ（「基準利率 - 0.4%」）

2 IT活用促進資金の拡充（中小）

基幹業務等に情報技術を活用する方のうち、特定の設備を取得する方について、貸付利率を引下げ（「基準利率 - 0.65%」 「基準利率 - 0.9%」）

3 経営改善貸付、生活衛生改善貸付の拡充（国民）

融資限度額の拡充（1,500万円 2,000万円）

4 教育資金貸付の拡充（国民）

- （1）融資限度額の拡充（300万円 350万円）
- （2）海外留学に必要な資金に係る融資限度額の拡充（別枠 100万円）

5 青年等就農資金の新設（農林）

新たに農業経営を開始する個人・法人に対する無利子資金制度を新設

詳しい制度内容は、4月1日から当公庫のホームページ（<http://www.jfc.go.jp/>）でも閲覧できます。

融資制度の主な拡充内容(拡充箇所は下線部分)

海外展開資金の概要（国民、中小）【拡充】

融資対象者	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行い、かつ、本邦内に本社が存続する中小企業・小規模事業者
資金使途	設備資金、運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む）
融資限度額	【中小企業事業】7億2,000万円（運転資金は融資限度の範囲内で2億5,000万円） 【国民生活事業】7,200万円（運転資金は4,800万円）
融資期間 （据置期間）	設備資金 15年以内（3年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
利 率	基準利率 ただし、以下の条件に該当する場合は利率引き下げ。 <u>（1）海外直接投資を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件を満たす場合、「基準利率 - 0.9%」()。</u> （2）海外直接投資を行う方であって、利益率の増加や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、「基準利率 - 0.65%」() <u>（3）海外展開事業を行う方であって、クールジャパンの推進に資する事業を行うなど、一定の要件を満たす場合、「基準利率 - 0.4%」()。</u> () 中小企業事業は2億7,000万円が限度。

IT活用促進資金の概要（中小）【拡充】

融資対象者	情報技術(IT)の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方で、情報技術を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換など業務の高度化を行う方など
資金使途	電子計算機などを取得するために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	7億2,000万円（運転資金は融資限度の範囲内で2億5,000万円）
融資期間 （据置期間）	設備資金 15年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）
利 率	基準利率 ただし、設備資金については2億7,000万円まで（土地に係る資金は除く）「基準利率 - 0.4%」（基幹業務、電子商取引(電子入札を含む)、電子タグ及びデジタルコンテンツに情報技術(IT)を活用する方で、特定の設備を取得する方については「基準利率 - 0.9%」)

経営改善貸付、生活衛生改善貸付の概要（国民）【拡充】

融資対象者	商工会議所、商工会、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている小規模事業者の方
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	2,000万円
融資期間 （据置期間）	設備資金 10年以内（2年以内）、運転資金 7年以内（1年以内）
利 率	年1.6%（平成26年3月31日現在）

教育資金貸付の概要（国民）【拡充】

融資対象者	ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が一定の金額以内の方
融資限度額	350万円 外国の大学などに1年以上留学する資金として利用する場合は、別枠100万円
融資期間 （据置期間）	15年以内 母子家庭などの方は18年以内 （在学期間内）
利率	年2.35% 母子家庭などの方は年1.95% （平成26年3月31日現在）

青年等就農資金の概要（農林）【新設】

融資対象者	新たに農業経営を営もうとする青年等（ ）であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
資金使途	青年等就農計画の達成に必要な設備資金、運転資金（農地等の取得は除く）
融資限度額	3,700万円
融資期間 （据置期間）	12年以内（5年以内）
利率	無利子
担保・保証人	実質的な無担保・無保証人制度

（ ）青年(原則として18歳以上45歳未満)、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識・技能を有する者(65歳未満)及びこれらの者が役員の過半を占める法人で、農業経営を開始してから一定期間(5年間)以内の者を含み、認定農業者を除く